

別添 2

大阪・関西万博鳥取県スペース（仮称）等展示基本計画策定支援業務委託プロポーザル審査要領

大阪・関西万博鳥取県スペース（仮称）等展示基本計画策定支援業務を実施するに当たり、契約の締結先として最もふさわしい者を選定するため、提出のあった企画案の審査を下記のとおり実施する。

記

1 審査会の設置

(1) 審査会の名称

大阪・関西万博鳥取県スペース（仮称）等展示基本計画策定支援業務委託プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）

(2) 構成人数

審査員の数は5名とし、県職員以外の有識者を2名以上含む。

2 審査の進め方

提出された企画提案資料等について、書類審査、提案者からのプレゼンテーション（審査会）及び提案者との質疑応答を受けて審査する。

3 選定方法

(1) 各審査員が審査項目について、「大阪・関西万博鳥取県スペース（仮称）等展示基本計画策定支援業務委託審査表」（以下「審査表」という。）に基づいて個別に評価採点し、その点数を合計する方法により提案者の得点を算出するとともに、順位点の方法（各審査員の評価採点により付けられた順位をそのまま点数とし、その点数の合計の値の少ない方から提案者の順位を付ける方法）による採点を行う。ただし、これらの方法による順位の結果が異なる場合は、順位点の方法による順位を優先し、同点の提案者が複数となった場合は、審査員の合議により順位を決定する。

(2) (1) により最も優れた順位を得た者を最優秀提案者として選定する。また、最優秀提案者以外の者についても、順位付けを行う。ただし、これらの方法による順位の結果が異なる場合は、順位点の方法による順位を優先し、同点の提案者が複数となった場合は、審査員の合議による順位を決定する。

4 審査項目

審査表のとおりとする（5段階評価、項目ごとに比重が異なる。）。